

平成10年12月2日

於・三田共用会議室第3特別会議室

第10回食品流通審議会食品環境専門委員会

農 林 水 産 省

開 会

事務局 定刻になりましたので、第10回食品環境専門委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、足元の悪い中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開催に先立ちまして、新しく就任されました田中委員を御紹介させていただきます。

本日は24名の委員のうち、若干遅れている方がおりますけれども、18名が出席の予定でございますでございます。

今回の議題でございますが、議事次第でございますように、ペットボトルの再商品化計画の改定について、容器包装リサイクル法再商品化義務量の算定に必要な各種数値の改定、財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画について、そして、前回御案内しておりますけれども、食品産業の環境ビジョンの策定についてでございます。

7月3日付で食品流通局長が異動しておりまして、新たに新局長が着任しております。

前回、別用と重なりまして御出席できませんでしたので、改めて、ここで一言ごあいさつを申し上げます。

食品流通局長 ただいま御紹介いただきました福島でございます。よろしくお願いしたいと思います。

食品流通審議会の食品環境専門委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、またお足元の悪い中、第10回の食品流通審議会食品環境専門委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から食品環境行政の推進に多大な御尽力をいただいているわけでございます。この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

本日は、先ほど事務局から御説明しましたように、容器包装リサイクル法の平成11年度の対応と食品産業の環境ビジョンの策定につきまして、皆様方から御意見をお伺いしたいと考えているわけでございます。

これまで9回の食品流通審議会食品環境専門委員会を開催いたしまして、食品産業の有機性廃棄物のリサイクルの推進方法など、食品産業をめぐる環境問題における重要な課題につきまして御審議をいただいたところでございます。

一方、食品関係企業が環境問題に効果的に対応していくためには、食品の生産から流通、消費の各段階をトータルでとらえた総合的な対策が必要になるわけでございます。

これまでは、食品産業におきます環境問題につきまして、いわば各論的な御審議をいただいたわけでございますが、これを踏まえまして、委員各位の御意見も伺いながら、食品企業が環境問題に総合的に取り組むに当たっての指針となるべきもの、いわば食品産業環境対策ビジョンの検討を早急に開始することが重要と考えておりまして、今回の専門委員会から御審議をいただきたいと思うわけでございます。

終わりに当たりまして、本会議が実りのある会議となりますよう、活発かつ忌憚のない御発言をお願いしたいと思うわけでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

事務局 まず、議論に入ります前に、お手元の配付資料について確認をさせていただきます。資料1が先ほどお話ししました議事次第。2が本委員会の名簿でございます。欠席者のところには三角印がついてございます。3が前回の本専門委員会の議事録でございます。4がペットボトルの再商品化計画の改定についての案でございます。5が平成11年度の再商品化義務量算定に必要な各種数値の改定についての案でございます。6が委員限りと書いてございますけれども、財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画についてでございます。7が幾つかございまして、7-1で食品産業における環境

問題の現状と課題、7 - 2がその資料編でございます。資料8が食品産業環境対策ビジョンの検討項目について、案ということでございます。

関連する資料、参考資料といたしまして、1として、容器包装リサイクル法のプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別基準について、2が再商品化義務量算定基礎調査の概要についてでございます。3として、容器包装利用製造等実態調査の結果について、4といたしまして、再商品化義務量算定基礎調査の概要について、5として、容器包装廃棄物分類調査の結果についてを用意してございます。

先ほどお話ししましたけど、資料6につきましては委員限りということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

なお、本会議室は、前回と同じですけれども、禁煙ということでございます。また、御発言の際には、卓上のマイク、一つで2人になっておるところがあるかと思いますが、左右に動きますし、声がよく通るということでございますので、御利用いただきたいと思っております。

それでは委員長、よろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

ペットボトルの再商品化計画の改定について

容器包装リサイクル法再商品化義務量の算定に必要な各種数値の改定について

財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画について

○委員長 早速、議事次第に従いまして進行させていただきたいと思っております。

議事次第の2、容器包装リサイクル法に関連するペットボトルの再商品化計画の改定について、3、平成11年度の事業者の義務量算定に必要な各種数値の改定について、もう一つ、4番目の財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画について、

以上三つの議題についてでございます。

これらのうち各種数値の改定と指定法人の事業計画につきましては、容器包装リサイクル法第44条によりまして、主務大臣は決定又は認可しようとする場合には、関係事業者、その他利害関係者の意見を聞くものとすると言われておりまして、これに基づくものと御理解をいただきたいと思っております。

事務局から御説明をお願いしたいと思っております。

事務局 それでは、お手元の資料4をお開きいただきたいと思っております。資料4はペットボトルの再商品化計画の改定について、の案でございます。

お手元の資料をごらんいただきますと、いわゆる容器包装リサイクル法第7条第1項の規定に基づきまして、平成9年度以降の5年間につきまして再商品化に関する計画が立てられておりますけれども、その中で再商品化がされる量の見込みということが書いてございます。

この再商品化見込量につきましては、再商品化施設の再商品化、どのくらい再商品化ができるのかという再商品化能力を基礎として定められております。

ペットボトルにかかります再商品化計画につきましては、ペットボトルの再商品化施設の新設が相次いでおりますので、昨年、改定をいたしまして、平成10年度以降の再商品化見込量につきまして、1万7,500トンから3万400トンに引き上げたわけでございますけれども、その後、さらに新設ないし新設が見込まれる施設が相次いでおりますので、平成10年度以降の再商品化見込量を4万6,600トンに拡大したいと考えております。

下の表の再商品化見込量をごらんいただきますと、当初、平成9年度、1万7,500トンだったものが、中段が括弧書きでございますけれども、昨年の見直しによりまして3万400トン、今回の見直しによりまして4万6,600トンになるということでございます。

3.のところでございますけれども、施設の設置状況は以下の表のとおりでございます。左が新しい再商品化施設の見込みというでございます。後でごらんいただきたいと思っておりますけれども、北海道を始めといたしまして各所にできまして、裏側をめぐっていただきますと、現在20カ所の再商品化施設ができまして、来年度は43カ所ぐらいに増えていくという見込みになっております。

資料4につきましては以上のとおりでございます。

続きまして、資料5の平成11年度の再商品化義務量算定に必要な各種数値の改定につきまして御説明申し上げたいと思います。

再商品化義務量の算定に必要な各種数値でございますが、特定事業者は法律に基づきまして、再商品化義務量を自ら算定いたしまして、所定の方法により再商品化を実施する義務を負っております。この算定に必要な量とか比率とかいった各種数値につきましては、関係4省庁が毎年度実施しております調査に基づきまして主務大臣が定めることになっております。

その調査の内容につきましては、お手元の参考2から参考5までの調査に基づいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。これによりまして、平成11年度の特定事業者が再商品化義務量算定に必要とする各種数値につきましては、ことしの調査がまとまりましたことから、必要な改定を行いたいと考えております。

2.のところでございます。算定式ということで、これを簡単に御説明いたしたいと思います。個々の特定事業者が義務を負います再商品化義務量を算定するのは、四角の囲みに書いております算定式によっております。

大まかに申しますと、義務量イコール業種区分ごとの再商品化義務量掛ける、その業種全体として特定容器の利用事業者などが排出いたします全体の見込量を個別の事業者が排出いたします見込量で割るという式になっております。

そのうち業種区分ごとの再商品化義務につきましては、特定事業者が再商品化いたします義務を負っております全体の総量×特定容器比率×業種別比率×業種別特定容器利用事業者比率という内容になっております。

2ページをごらんいただきたいと思います。まず、業種ごとの再商品化義務量の算定に必要な数値でございます。これが全体の結論部分を出したものでございます。先ほど御説明いたしました業種区分ごとの再商品化義務量の算定式に基づきまして、平成11年度の業種区分ごとの再商品化義務量を表にいたしましたものが表-1でございます。大体上昇傾向にあるということがごらんいただけたと思います。

続きまして、3ページにまいります。再商品化義務総量でございます。再商品化義務総

量というのは特定事業者により再商品化がされるべき量でございます、この算定式は法律に基づきまして市町村が分別いたします分別収集計画あるいは、再商品化施設の能力からまいります再商品化可能量のいずれか少ない量に特定事業者責任比率を乗じて得られた数字でございます。特定容器につきまして、特定事業者が再商品化を行うべき総量を表すものでございます。

ここで特定事業者責任比率でございますけれども、特定事業者により再商品化がされるべき量の占める割合でございます、具体的には適用除外者を除いた特定事業者の比率でございます。

ここでごらんいただきたいと思っておりますけれども、再商品化義務総量につきましては、再商品化可能量が若干増えておりますので、それに基づきまして昨年より増えております。

具体的に申しますと、書いてございませぬけれども、無色のガラスびんは再商品化可能量が2万トン増えております。茶色が1万トン、その他の色のガラスびんが1万トンということでございます。これは9年度の当初からの計画からこうやって伸ばすという見込みになっております。ペットボトルにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、可能量を改定いたしましたので、それに基づきまして増やしております。これに特定事業者責任比率をかけまして、最終的に再商品化義務総量が出てくるというものでございます。

特定事業者責任比率につきましては、括弧書きが昨年の数値でございます、黒くゴシック体で書いてあるのが本年の数値でありますけれども、ほとんど変わっていないという状況でございます。

それから、(3)の特定容器比率でございます。これは再商品化義務総量のうち特定容器にかかわります特定事業者が再商品化すべき量の占める割合でございます。具体的に申しますと、百貨店の包み紙といった包装類が特定包装になりますので、容器と包装の義務量を按分する比率でございます。現在、適用対象となっております容器包装はガラスびんとペットボトルの特定容器のみでございますので、まだ概念的特定包装はございませんから、特定容器比率は1、すなわち100%でございます。

めくっていただいて4ページをごらんいただきたいと思っております。これは業種別比率でございます。当該特定容器につきまして、各業種がどのくらい使っているのかというもので

ございます。基本的には、全部足し上げると100になりますけれども、四捨五入の関係で若干端数が出ております。これもそれほど数値は変わってございませんけれども、各種業種が使用しております容器の量によりまして按分したものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。これは特定容器利用事業者比率でございます。特定容器の利用者、すなわち中身メーカーと製造等事業者、これは素材メーカーでございますけれども、これの責任の割合を示す、再商品化義務量を按分するための比率でございます。各種業種によってさまざまでございますけれども、75ぐらいから99ぐらいまでの利用事業者の比率でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。ここから個別の特定利用事業者の排出見込量の算定でございます。最初に御説明した分子の部分でございますけれども、個々の特定事業者の排出の見込量を算定する方式が二つございまして、自主算定方式と簡易算定方式がございます。

具体的にはどういったものかといいますと、販売する商品に基づきましていろいろな容器包装が用いられるわけですが、自分で回収したものとか、産廃で処理されておまして、一般家庭からのごみとして排出されない量がございまして、これは自ら計算し得る場合には自主算定方式として自ら算定していただくということになってございます。これがなかなか困難な場合には、容器包装廃棄物比率という比率を計算してございまして、簡易算定方式といっておりますけれども、これによることができるとなっております。この比率が表5でございまして、括弧書きが昨年度の数値、ゴシック体が平成11年度の案でございます。若干の変動があろうかと思っております。

7ページをごらんいただきたいと思います。これが業種全体の容器包装廃棄物の総排出見込量でございます。その業種全体で、どの程度当該容器包装が排出されるのかというものでございます。これも調査に基づきまして算出してございます。

資料5につきましては以上でございます。

資料6を御説明申し上げたいと思っております。資料6は財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画でございます。この資料は、囲みで書いてございますけれども、まだ事務局案でございまして理事会等で承認されておられませんので、今後、変更の可能性

がございますので、取扱いには御注意をお願いしたいと考えております。

1 ページをお開きいただきたいと思います。11年度の事業計画書案でございます。協会の事業計画書でございます。1 . が日本容器包装リサイクル協会の一番大きな業務でございます。法律に基づきます特定事業者等からの受託によります分別基準適合物の再商品化の実施ということでございます。これが大部分の業務でございます。

そこに書いてございますように、契約を締結する、受託料を管理する、再商品化実施状況を確認する、委託料を支払う、一部再商品化製品の販売をする、業務システム調査、設備審査等を実施しているわけでございます。そこに特定分別基準適合物ごとの再商品化受託料金がございまして、事業計画上、これが昨年と変っている点でございます。

特定事業者から協会が再商品化の受託を受ける場合に、どのくらいのお金をいただくのかという料金でございます。これで申しますと、無色のガラスびんが来年は2,549円、茶色のガラスびんが4,407円、その他の色ガラスびんが6,340円でございます。括弧内は10年度の単価でございます。若干上がっておりますけれども、例えば運賃がアップするとか、販売額がダウンするといったような理由によっております。

それから、 のペットボトルでございます。来年は9万5,135円/トンということで、これは今年度より若干下がることとなります。再商品化施設がたくさん各地にできておりますので、運賃がダウンということ等によるものでございます。

2 . でございますけれども、容器包装廃棄物の再商品化に関します普及及び啓発ということで、説明会の開催、パンフレットの作成、平成12年度へ向けての普及啓発をすることになってございます。

3 . のところで、容器包装廃棄物の再商品化に関します情報の収集及び提供ということで、会報の発行等を行っております。

4 . のところで、容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力ということでございます。

こういった事業を平成11年度は行おうと計画されているところでございます。

3 ページ以下が収支予算書案でございます。4 ページの収支予算案をごらんいただきたいと思っております。協会の一番大きな業務が再商品化の実施ということでございます。

収入の部の4段目をごらんいただきたいと思います。再商品化受託料収入ということで、これが一番大きくなる見込みになっております。昨年に比べまして、ペットボトルの再商品化料等が上昇することに伴いましてふえております。ガラスびんにつきましては、自ら販売しているというのもございまして、この収入も計上してございます。

これによりまして、収入合計欄をいただきたいと思います。今年度63億弱の収入予算に対しまして、来年度は14億強増えまして、77億強という予算になってございます。

支出の部でございまして、5ページをごらんいただきたいと思います。先ほどごらんいただきました収入のほとんどが再商品化委託事業に当てられるということでございまして、再商品化委託料、ガラスびん、ペットボトル等々がこれに当てられるということでございます。そのほか、普及及び啓発が2億6,900万円余り、情報の収集、交流等が3、4にございます。

6ページが管理費等でございまして、ごらんいただきたいと思いますが、所要の額を計上しているところでございます。

以上が資料4から6までの説明でありまして、それから、参考1もあわせて簡単に御説明いたしたいと思います。

参考1は、6月に御審議いただきました容器包装リサイクル法の12年度施行の基本的な考え方に基づきまして、厚生省が定めます分別基準についての案でございまして、

プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別基準については、関係各省におきまして検討を行ってきたところでございます。今後、1、2の内容を厚生省令で定める予定としております。内容はごらんいただきたいと思いますが、基本的に御審議いただいた内容のとおりとなっております。

ポイントといたしましては、基本的に分別基準でございまして、プラスチック容器包装を分別する際の基準でございまして、当然のことが書いてあるわけですが、他の素材を利用した容器包装が混入していないとか、容器包装以外のものが付着し、または混入していないもの、これは食品残さ等でございまして、そういったものが混入していないというのが中心となっております。

それから、特別に発砲スチロールトレイの問題が若干入ってございまして、区分の設置

を検討しておりましたが、発砲スチロール製食品トレーとそれ以外のプラスチック製容器包装については、区分の細分化は行いませんけれども、現行のトレーのリサイクルが存続、拡大するように独自の内容が盛り込まれております。

基本的には、材料をリサイクルするという観点のもとに分別基準を定めてあるところでございます。

2ページ目をめくっていただきますと、飲料用紙製容器、段ボール製容器包装以外の紙製容器包装の分別基準でございます。基本的には紙をリサイクルする際の分別基準が書いてございます。

考え方の をごらんいただきたいと思います。段ボール製容器包装につきましては、ここでは書いてございませんけれども、基本的には缶や飲料用紙製容器と同様、有価物として有償指定いたしまして、再商品化の義務は課さないという取り扱いを行う方向で検討しておりますので、ここではまだ定めておりません。

以上が容器包装リサイクル法関係の資料の御説明でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

三つの点についての説明をお願いいたしましたけれども、委員の皆様方から御質問あるいは御意見がありましたら、どうぞ。

私の方から、一つお尋ねしたいんですけれども、資料6、1のAに再商品化受託料金、特に(1)(2)(3)については受託料金が若干上がっていますし、ペットボトルは若干下がっているんですが、どんな基準でこうした金額は決められておられるんでしょうか。

事務局 先ほど若干御説明申し上げましたけれども、ガラスの場合には運賃とかそういったものが上がっているということが一つと販売収入です。ガラスにつきましては特殊な理由がございまして、販売収入を計上してございます。4ページをごらんいただきたいと思います。再商品化製品利用事業者からの販売収入というのがございまして、これが若干減るという見込みになっております。この二つの理由から若干上がっていくというような内容になっております。

ペットボトルの場合には、運賃と委託費という、実際の再商品化をする工程の料金となるんですけれども、各地にいろいろ出てきておりますので、市町村の収集地から工場まで

運ぶ運賃が若干減ってきているという理由もございまして、来年は少し下がるだろうと見込んでおります。

委員長 委員、どうぞ。

委員 二、三質問させていただきます。

資料4の再商品化見込量と参考3の排出見込量でございますね、排出されたものと、再商品化ですか、リサイクル量という関係をつくった資料がぜひ欲しいなと思うわけなんです。これが出ていないと、リサイクルがどのくらい進んでいるかというのがよくわからないんです。

事務局 この点につきましては、別の資料になりますけれども、資料7-2の8ページをごらんいただきたいと思えます。

これは実績で出ております。ガラスとペットボトルの実際の収集計画量と実際の収集量、それが指定法人に引き取られて再商品化されていくという実績を記載してございます。

ガラスの場合、収集計画量に対しまして、達成率は若干低目という、収集量につきましては72%から90%ぐらいで若干低目ということになってございます。ペットボトルにつきましては、ほぼ計画量ぐらいの収集量があるということになってございます。

これに対しまして、実際に指定法人に引き取られて再商品化されるのは右に書いてあるとおりでございまして、タイムラグ等もございまして、実際に引き取られて再商品化されていくのは実際の収集量よりは少ないということになってございます。

委員長 ほかに御意見ありましたら、どうぞ。

委員、どうぞ。

委員 よくわからないので教えてほしいんです。私の基本的な認識が不足しているのかどうかわからないんですけど、容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画そのものがここで出てくる意味がよくわからないんですよ。

つまり、この委員会は、この予算についての策定に対して審査の機能なり、それをオーソライズするというようなことの意味があるのかどうか。本委員会がこの予算に対して責任のある部分が発生するのかどうかということも含めて、よくわからないものですから。

事務局 事務局から御説明させていただきます。

容器包装リサイクル法の第25条第1項によりますと、指定法人は毎事業年度、再商品化業務に関しまして事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされております。

同じように、同法の第44条によりますと、25条第1項の認可をしようとする場において必要があると認めるときは、関係事業者その他利害関係者の意見を聞くものされております。

昨年も御意見を聞かせていただきましたけれども、第44条に基づきまして、関係者の意見ということで、この審議会でお聞きしている次第でございます。

委員長 特に、後で責任が生じるようなことはあるのでしょうか。

事務局 そういうことはありません。

委員長 委員、どうぞ。

委員 町の中を歩いてみますと、特定指定品目になった部分についてはリサイクルがどんどん進んでいて、ペットなど著しく回収されてきてうれしいと思っているんですけども、牛乳パックは実際のリサイクル量が把握できていないんです。

これはなぜかということ、ボランティアでやっている部分もあるからということでデータが取れないということが言われておりますけれども、牛乳パックのリサイクル工場でリサイクルできる技術を持っている紙再生の工場は限られていますから、そのリサイクル量を見ていけば、生産量さえわかれば、リサイクル率がわかってくるんじゃないかと思えます。

それが単純に家庭から出てきたものかどうかということところはオーソライズしないといけないと思うんですけども、そうしないと、牛乳パックのリサイクル率がだんだん落ちてきた場合に、あの貴重な資源はこのまま放っておいていいのかということで、データを調べていただきたいなと思っています。

これは容器包装リサイクル協会とは別のところの話だと思うんですが、いつも牛乳パックは未定という形でデータが発表されてきます。

委員長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 牛乳パックの問題ですけれども、牛乳パックの問題も、委員、御指摘のように、

いろいろわからない部分もあるんですけども、全国牛乳容器環境協議会がまとめております数字がございます。

やや古く、平成8年の数字でございます。国内の生産量が31万1,000トンでございます。これに対しまして、再製紙メーカーの受入量が5万4,900トンでございます。再生利用率といたしまして、17.6%という数字になっております。

ほかのガラスびんとか缶類に比べると若干低いかなというふうに考えておきまして、率の向上というのが課題ではないかなと認識しております。

委員 17%というのは、法律がスタートする時点でそうだったんですけども、平成10年になったときに、恐らく伸びていないという気がするんですよ。ですから、もう一度データを精査して、再商品化義務をこれからかけていくべきかどうかという議論をどこかでやっていかないといけないなと思っています。

委員長 今の問題については、委員の方々に関係する方でお答えいただければと思いますが。それとも、どのようにしたらよろしいでしょうか。

事務局 また協議会に確認いたしまして、新しい数字があれば御報告いたしたいと思えます。

委員長 ほかにどうぞ。

委員、どうぞ。

委員 容器包装リサイクル法の全面適用について数点、御質問をさせていただきます。

先ほど、近々厚生省令で具体的に定めるということでございますけれども、このほかに国の方で具体的な課題をどのように把握しているのか。あるのかないのか、あればどんなことかというのが1点でございます。

2点目といたしましては、資料の中にあるかもしれませんが、いわゆるペットボトル以外のプラスチックの容器包装ということになりますと、法の対象となるもの、ならないものの比率がかなり大きな課題になろうかと思えます。そのあたりの比率をどのように現時点で把握されているのかといった点。

また、特にプラスチックということになりますと、大きな意味でのリサイクルということになりますと、当然に法対象外のプラスチックに対しても何らかのリサイクルということ

とが大きな流れかと思えます。そういったものに対して今、どのように検討されているかということについてお伺いしたいと思えます。

委員長 3点についての問い合わせがありました。事務局からお願いします。

事務局 ビジョンの方でも、そういった問題が出てまいりますので、簡単に御説明いたしたいと思えます。

課題といたしましては、再商品化手法をどう考えるのかという問題と、特定事業者が増加いたしますので、その把握なり、義務の履行をどう求めていくのかという問題が大きな問題ではないかなと認識しております。

もう一つ、再商品化しても需要がないと非常に困りますので、需要の拡大方策が大きな問題になってくるのかなと思っております。

それから、ペットボトル以外のプラスチック、法対象以外のものと、そのものでございますけれども、きょうは比率のデータを持っていないんですが、法の対象となるプラスチックの容器包装については300万トンぐらいあるんじゃないかなと見ております。

法対象以外のプラスチックもリサイクルの対象にしなければという、問題意識としては確かにそういうことはあろうかと思えますけれども、あくまでも、これは容器包装のプラスチックのリサイクルを行う法律でございますので、この法律で行うのは法律の対象となるプラスチックをリサイクルするという事かなと認識しております。

以上でございます。

委員長 委員。

委員 一つは、再商品化手法をどう考えるか。これは直接市町村にかかわってみると、どれだけ分別をするのかと。分別をすればするほど、この手法ということはシンプルになるかと思うわけなんです。

ただ、我々市町村としますと、かなりの限界がございます。ペットボトルやびん、缶と違います。そういった意味で、前の会でも申しておりますが、再商品化手法、技術と申しますか、そういったものを強力に推進していただきたいなと思うんです。

そういった見通しとか、そういったものができた時点でお示しをいただきたいなと、このように考えます。

事務局 再商品化手法につきましては現在、4省庁の間で、どういうものが良いのかと
いうのを検討しておるところでございます。まとめ次第、御論議いただきたいと考えて
おります。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

再商品化計画の改定と、再商品化義務量の算定に必要な各種数値の改定、指定法人の事
業計画につきましては、各委員の御理解が得られたと考えます。

ということで、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえていただいて、関係省庁
と協議していただきながら、数値等を精査の上決定し、所要の手続を進めていただきたい
と思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

食品産業の環境ビジョンの策定について

委員長 続きまして、本日の議題の第4のテーマ、食品産業の環境ビジョンの策定につ
いてという議題に移りたいと思ひます。

もともと本委員会は、大きな目的の一つといたしまして、今後の食品産業全体の環境対
策の方向を示した、いわゆるビジョンといったものの策定に向けて討議を行ってまいりま
した。

このような中で、有機性廃棄物のリサイクル、容器包装のリサイクルの問題、また地球
温暖化対策等特に緊急性を要する事項につきましては各論的な検討をこれまで進めてまい
ったところでございますが、今回は今までの検討結果を踏まえまして、食品産業の環境対
策の全般を包括した食品産業の環境ビジョンの策定について、これから御審議をいただき
たいと思ひております。

事務局より、食品産業をめぐる環境問題につきまして、現状と課題、ビジョン策定に向
けての検討項目といったものについての説明をお願いいたしまして、検討項目あるいは考
え方を中心に委員の皆様方から御意見を伺ってまいりたいと思ひます。

それでは、説明をお願いします。

事務局 事務局の方から、環境ビジョンを検討いただくに当たりまして、データのなも

のがございますので、現状と課題につきまして御説明いたしたいと思ひます。

資料7 - 1と7 - 2とございまして、7 - 1が文章編で、7 - 2が、それを説明する資料編でございますので、恐縮でございますけれども、左右に参照いただきながらごらんいただきたいと思ひます。

7 - 1は、食品産業と廃棄物リサイクル問題ということでございまして、食品産業におきまして廃棄物リサイクル問題があるということでございまして。

まず、廃棄物全体の問題でございます。廃棄物問題が非常に深刻化しているということでございまして、これは前々から言われているわけでございます。資料編の7 - 2の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

一般廃棄物の排出量が平成7年で5,000万トン、産業廃棄物が4億トン弱ということで、グラフの方を見ていただくと余り変っていない、最近、減ってもいないし、増えてもいないという、横ばい傾向にあるという状況でございます。

その残余容量につきましては、資料の2ページ目に書いてございまして資料3と4をごらんいただきたいと思ひます。残余容量を見ますと、一般廃棄物につきましては、平成7年度、かなり古い数値なんですけれども、前年度から比べまして減っているということでございまして。引き続き厳しい状況でございます。産業廃棄物の最終処分場の残余容量につきましても減っているということで、残余年数で見ますと、一般廃棄物以上に厳しいという状況でございます。

埋立地や焼却施設の新設の問題でございます。例えば埋立地につきましては海面埋立場ということになりますけれども、海の自然環境の持つ機能への評価が高まっているとか、焼却設備につきましてはダイオキシンが発生するのではないかとといった住民の不安感などもございまして、新設が非常に困難となっている状況になってございまして。

この廃棄物の話、排出に対しましては、発生抑制とリサイクルの推進などによりまして、廃棄物の減量化を進めることが重要となっているのではないかと考えております。

資料の3ページをごらんいただきたいと思ひます。ごみ処理事業経費でございます。排出量の増大等に伴いまして、ごみ処理の事業経費も増大しております。これは一般廃棄物の事業経費でございまして、厚生省の資料によるものでございましてけれども、平成7年度

で見まして、2兆2,168億円でございまして、国民1人当たりいたしますと、1万7,700円になっているという状況でございます。

資料の文章編の2ページをごらんいただきたいと思います。資料編では4ページになります。

食品産業に係る主要な廃棄物・リサイクル問題でございます。産業廃棄物問題と一般廃棄物問題がございます。

まず、産業廃棄物問題ですが、資料6に、平成7年度の産業廃棄物の業種別排出量を載せてございます。全体が4億トン弱のうち、食料品製造業と飲料・飼料・たばこ製造業を合わせた数字でございますけれども、これが1,677万トンということで、全体の4.3%程度でございます。全体に占める割合は比較的小さいのではないかなと見ております。

この内訳を見ますと、資料7でございますけれども、汚泥が66%、動植物性残さが22%でございます。有機性の廃棄物でございます。資料7をごらんいただきますと、動植物性残さや汚泥につきましては、廃棄物全体に比べますと、最終処分率が低いという状況になってございます。なお、食料品卸小売業とか外食産業などから排出されます動植物性残さにつきましては現在、産業廃棄物ではなくて一般廃棄物でございますので、こちらの方に分類されております。

資料の5ページをごらんいただきたいと思います。これに対しまして、一般廃棄物に占めます食品から由来いたします廃棄物のウエートは非常に高いわけございまして、主要なものを見ますと、食品残さなどの有機性廃棄物と容器包装廃棄物でございます。

重量ベースで見ますと、ちょっとわかりにくいんですけど、資料8に東京都の一般廃棄物の種類別収集状況、6年度でございますけれども、載せてございます。このうち厨芥ごみが有機性廃棄物でございます。このほか木草等というものがございまして、これを見ますと、家庭で厨芥、木草合わせまして50%ぐらい、事業系で25%ぐらいでございます。合わせまして、3分の1程度は少なくともあるんじゃないかなと見ております。

それから、一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合で、重量ベースと容積ベースを載せてございます。重量ベースで大体14%、容積ベースでは、食料品、飲料を合わせまして30%以上ということになってございまして、家庭におけるごみは、かなり食品由来の

ものが多いんじゃないかと見ております。大体半分弱は食品絡みかなと推定しております。

この処理状況を見ますと、有機性廃棄物の大部分は焼却されております。リサイクルの推進は減量化が課題となっております。

資料10をごらんいただきたいと思います。これは本委員会の松田委員の著書から出したものでございます。ドイツは生ごみのリサイクルが進んでいるという状況でございます。1,000万トンぐらいの排出に対しまして、600万トンぐらいが分別収集され、堆肥化されているのではないかとわれております。

容器包装廃棄物につきましては、後で御説明申し上げますけれども、容器包装リサイクル法により分別収集と再商品化が制度化されてございまして、いろいろ問題ありますけれども、法律の円滑な施行が課題かと思っております。

資料の7ページをお開きいただきたいと思います。食品産業特有の問題になりますが、原料の供給元でありまして、また有機性資源の需要先でございます農業分野におきまして、資源循環がうまくいっていないということから、さまざまな問題が起こっております。例えば堆肥の施用の減少に伴う土壌中の有機物が減少している、あるいは塩類集積が顕在化しているなど、問題が生じてございます。

資料11は稲作における堆肥の施用量の推移をグラフにしたものでございます。昭和40年頃に比べまして、4分の1以下になっているという状況になっております。このほか、土壌中のカルシウムとかマグネシウム、カリウムといった塩類が三、四十年前に比べて非常にふえているというデータもございます。

これが食品産業と廃棄物リサイクル問題の全体的な状況でございます。先ほど申しました主要な有機性廃棄物のリサイクルと容器包装廃棄物のリサイクルの各論的な課題を2と3にまとめております。

2でございますけれども、食品残さ等の有機性廃棄物のリサイクルということでございます。現状でございますけれども、ただいま御説明いたしましたように、製造業から出ます動植物性残さにつきましては産廃でございまして、相当うまく処理されているということでございますけれども、一般廃棄物のかなりの部分を占めます厨芥ごみなどの有機性廃棄物の大部分は焼却処理されてございまして、そのリサイクルが課題となっているのではな

いかと見ております。

特に食品産業にかかわります問題といたしまして、先ほど御説明いたしました食品・卸・小売あるいは外食産業などから排出いたします事業系の有機性の一般廃棄物の問題でございます。事業系と一般廃棄物について、既に約8割の市町村で何らかの形で有料化が始まっていると言われております。この値段もかなり高いところもございまして、東京都におきましてはキロ当たり28円50銭ということを知っております。

ただ、有料化するだけではなくて、特に大都市はゴミ問題が深刻化しておりますので、大量排出を行う事業者につきまして、自治体が収集するのではなくて、事業者自ら処理してくださいということで自己処理を求めておりまして、年々、事業者の負担も大きくなっていると聞いております。

こういった状況を背景といたしまして、事業者として環境問題に取り組む中で、自らの店舗等から排出されます生ごみの飼料化や堆肥化に取り組む食品関連事業者も増加しております。資料12に事例を二つほど載せておりますけれども、これに限らず、近年、非常に多くなってきております。

例えば神奈川県内のコンビニエンスストアチェーンにつきましては、200店舗から排出されます賞味期限切れの弁当等や米飯工場から排出されます生ごみを廃棄物処理業者に委託して回収いたしまして、堆肥化して千葉県内の有機農産物生産グループに販売しているという事例がございます。それから、東京都内のシティーホテルにつきましては、社員食堂、ケーキ部門、ホテル本体、さらには工場から排出する生ごみにつきまして、再資源化を実施していると聞いております。

こういった生ごみを飼料や肥料に用いるという再資源化につきましては、事業系一般廃棄物の減量化に有効であるばかりでなく、場合によっては、許可業者に処理を委託する場合よりも費用が節約できるケースもあると言われております。

文章編の3ページの(2)でございますけれども、今後の課題ということでございます。事業者が食品残さ等の再資源化と農業等の利用促進に取り組むに当たりましては、さまざまな課題があると言われております。大きなものでいいますと、リサイクルのシステムづくり。どういうふうに残さ等を回収していくのかという問題。それから、受け手の農業者

が利用してもらわないと困るので、需要側である利用サイドとの連携強化が必要である。それから、廃棄物処理法などの制度的問題ということもございまして、この解決を図っていかないと、なかなか進まないと言われております。

もう一つ大きな問題といたしまして、有機性廃棄物の発生抑制が重要でございますので、リサイクルも大事ですけれども、流通消費段階におきますロスの減量化といったことも重要ではないかと言われていたところでございます。

以上が有機性廃棄物のリサイクルの問題でございます。

3. の容器包装廃棄物の減量化とリサイクルでございます。これは既に6月の委員会で詳細は御説明申し上げましたので、これを要約したものでございます。簡単に御説明したいと思っております。

容器包装リサイクルの施行状況でございますけれども、御承知のように、大企業を対象といたしましたガラスとペットボトルから、平成12年度は中小企業、また紙・プラスチックを対象に完全施行されるとなっております。

文章編4ページ、資料編8ページをごらんいただきたいと思います。先ほど、簡単に見ていただきました再商品化の実績等でございます。初年度を見ますと、おおむね順調に推移しているのではないかなと見ております。リサイクル率を見ますと、ガラスびんはカレット使用率が7割近くになっているのに対しまして、ペットボトルは回収率10%程度と言われております。

(2)の容器包装リサイクル法の12年度施行に当たっての課題でございます。一つは食品容器包装の特性というのがございます。資料14をごらんいただきたいと思います。食品容器包装に求められる特性といたしまして、大きく品質保持と利便性ということがございます。

特に食品は非常に腐りやすいということがございまして、そういった酸素、水分等をバリアーする、密封するというような、バリアー性、密封性、遮光性、緩衝性等の問題がありまして、そのため多種多様なものが存在するとともに、複合素材が多いということがございます。さらに、食品残さ等も付着しているということもございまして、素材として再生利用するには課題が多いと言われております。

文章編の4ページの基本的留意点でございます。これも6月に御説明いたしております。リサイクルを進めるに当たって優先順位がございますということでございます。リサイクルを行うことがエネルギーの浪費や新たな環境負荷の増大につながることをないように十分配慮を行う必要がある。それから、制度運営に要する社会的経済負担を軽減することが重要であるということ。柔軟なシステム構築、透明性の高い公平な制度の構築といった留意点があるかと見ております。

再商品化手法につきましては、材料リサイクルができるかどうかということが基本でございますので、これを検討する必要があると見ております。

その他プラスチックにつきましては、現在、取り組まれているのは発砲スチロールトレイの材料リサイクルでございますので、これを一層推進する必要があるのではないかと見ております。

それ以外のものにつきましては、基本的にはケミカルやサーマルの対象として推進を検討する必要があると考えております。

分別基準は、先ほどごらんいただいたとおりでございます。

3点目といたしまして、特定事業者の義務履行の確保の問題でございます。資料編の8ページの資料15をごらんいただきたいと思っております。現在の500社程度から、中小が入ってまいりますので、少なくとも20万社以上になるということでございますので、義務の適切な履行を確保するということが必要でございます。そういった意味で、国の地方支部部局等、組織体制の強化など、新たな対応が必要ではないかと見ております。

5ページの下のところでございますけども、4番目の課題といたしまして、再商品化製品の需要開拓等という問題がございます。再商品化を促進するためには製品の重要な拡大が重要でございます。特にペットボトルの収集量が急増すると見込まれておりますので、再生ペット自身につきましては、例えばペットボトルへの再利用を行うとか、そういった新たな用途開発が重要と考えております。

6ページをお開きいただきたいと思っております。容器包装廃棄物の減量化ということで、リサイクルより先に減量化がくるんですけども、都合上、ここに書いてございます。そもそも容器包装廃棄物の発生抑制を図る必要があるということで、例えば簡易包装の転換や

容器の構造の簡略化といったものを推進することが重要ではないかと考えております。

2 点目といたしまして、リユース・リターナブルの推進方策の検討ということでございます。リユース・リターナブル容器は環境に良いと言われておりますけれども、場合によっては、運送の問題とか、そういったことによりましてCO₂排出量の増大とかいう新たな環境問題を引き起こすことのないようにすることが必要でございますので、ワンウェイ容器とのLCA比較等を行いまして、容器の選択のための広範な情報を収集することが重要ではないかと見ております。

6 ページの4 . の産業廃棄物のリサイクルの推進と適正処理でございます。現状といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、産廃の大部分は汚泥、動植物性残さなどの有機性廃棄物でございます。減量化なり再資源化というものは、他の種類の廃棄物では進んでおりますけれども、産業廃棄物をめぐる状況は非常に厳しいものでございますので、一層の減量化なりリサイクルの推進が重要であると考えております。

今後の課題といたしましては、大部分を占めます有機性廃棄物につきまして、先ほど申しましたように、飼料化、肥料化を促進するとともに、農業との連携強化を行うことが重要ではないかと考えております。

それから、どうしても処理しなければいけないものもございまして、不法投棄をしないように、マニフェスト制度を遵守することが重要ではないかと考えております。資料編の9 ページの資料16でございます。不法投棄の現状でございます。不法投棄の大部分は建設関係が多いということで、食品産業の場合には余り問題となっていないと言われております。

7 ページの5 . の地球規模の環境問題の対応ということでございます。これも6 月と9 月の審議会で既に御説明したところでございますので、簡単に御説明いたしたいと思えます。

現状でございますけれども、温暖化をめぐる状況ということでございます。御承知のように、京都議定書におきましては日本の削減目標は6 %ということでございます。基準年次1990年でございますけれども、それから増えておりますので、実質15%位の削減が必要と言われております。こういった状況、国際的な取り決めに対応すべく、省エネ法を改

正するとともに、温暖化対策推進法を新たに制定しております。それから、地球温暖化対策推進大綱を策定しております。

資料11ページの資料18は温暖化防止法の概要を書いております。そこに事業者の事業活動に関する計画というものを定められているところでございます。

資料12ページの資料19、20をごらんいただきたいと思います。食品産業の温室効果ガスの排出状況でございます。小さくて見にくいんですけども、食料品につきましては、90年で古いんですが、全体が3億1,800万トンぐらいのCO₂排出量がございます。このうち食料品関係は、右下のところに囲みになっているようなものがございますけれども、470万トン程度でございまして、民生部門を含めました排出量全体に占める割合は1.5%程度であると言われております。

資料20が食品産業におけるエネルギー使用量の推移でございます。温暖化、CO₂の排出量は、製造業の場合、ほぼエネルギー使用量に比例すると言われております。これを見ますと、基準年に比べまして、製造業と同様でございますが、食品製造業におきましても7%程度増えておりまして、実際には、基準年に比べてかなりふえているという状況でございます。

文章編の8ページ、資料編で13ページをお開きいただきたいと思います。先ほど申しました温暖化推進法と地球温暖化対策推進大綱におきましては、産業界に対しまして、自ら行動計画の策定等を求めております。食品産業におきましても取り組みが進められておりますけれども、他産業に比較いたしますと、必ずしも十分ではないと見ております。

自主行動計画策定の取り組み状況でございますが、既に策定していただいているのが精糖業、ビール製造業、乳製品製造業の三つでございます。10年度中に既に策定したいと聞いておりますのが清涼飲料製造業、冷凍食品製造業、マヨネーズ製造業、パン製造業の四つでございます。このほかにも幾つかございますけれども、だんだんと策定の動きが出てきております。

今後の課題でございますけれども、基本的には自主行動計画の策定の促進を図りまして、食品産業全体としての地球温暖化対策への取組を確保していくことが重要であると考えております。この取組を促進するため、情報の提供等、条件整備を行っていくことも必要で

あると考えております。

(2)はオゾン層破壊問題への対応でございます。オゾン層破壊をめぐる状況でございますが、CFCと言われます特定フロンにつきましては1995年で生産が全廃されております。ただ、資料22をごらんいただきたいと思いますけれども、生産は全廃されておりますが、在庫分につきましては現在でも出荷されておまして、CFCにつきましてもかなりの量が出荷されているという状況でございます。

それから、CFC(特定フロン)の代替物として開発されたHCFCもオゾン層破壊の効果があるということで、2020年に生産が全廃されると決められております。

それから、CFCなりHCFCの代替物として開発されましたHFCというものがございますけれども、これはオゾン層破壊効果はないんですが、温室効果ガスであるということで、先ほど申しました地球温暖化の取組の中で、既に削減対象となっているわけがございます。

9ページにまいります。食品産業は、その製造、流通等の段階におきまして冷蔵装置を使用しておりますので、この冷媒といたしまして特定フロン等を使用しております。CFC等の物質につきましては、冷蔵装置は基本的に密閉構造になりますので、適正に管理されまして、廃棄されるときに適正処理いたしますと問題ないということになります。それがオゾン層破壊をしないことに当たっての重要点でございます。

食品産業の取組状況といたしましては、基本的に使用自体は規制されておられませんけれども、ユーザーとしての責務が食品産業としてもあるのではないかと考えております。

冷蔵設備メーカー等におきましては、フロン破壊施設の設置等回収ルートの整備あるいは適正回収を確保するための取り組みを行っておると聞いておりますので、食品産業におきましても、この冷蔵設備メーカー等と連携いたしました取組を行っているところでございます。

このところの課題といたしましては、基本的には9ページから10ページでございますけれども、回収を適正にするということと、漏洩をしないような適正な管理の実施が必要であるということでございます。あわせまして、自然冷媒等オゾン層破壊効果の低い使用設備の転換等を図っていくことが重要ではないかと考えております。

こういった取り組みを確保するため、自主行動計画といったような行動指針の策定が必要ではないかというふうに見ております。

6の食品産業の公害対策でございます。公害対策は、基本的には規制等によりまして、それほど問題ない水準にあると言われておりますけれども、現状と課題を簡単に整理してございます。

現状でございますけれども、資料14ページの資料23でございます。川はだんだんきれいになっていると言われておりまして、このグラフのEのところ、これは汚い川でございますが、BODの値につきましては年々減少傾向にあると言われております。ただ、右がちょっと上がっているんですけれども、これはちょうど湯水年だったので汚くなっている、BOD自体は減少傾向にあると言われております。

資料の15ページをお開きいただきたいと思います。公害苦情で見ますと、製造業のうち悪臭問題につきましては、製造業全体の3割ぐらいを占めていると見ております。卸・小売業、飲食店につきましても、半分ぐらいが飲食店の苦情というものでございます。

今後の課題といたしまして、水質汚濁防止対策につきましては、規制に適正に対応していくということでございます。悪臭問題につきましては、処理装置等の整備等の対策を実施する必要があるのではないかと見ております。

文章編の11ページ、化学物質等の環境リスク対策ということで、二つございます。一つがダイオキシン問題でございます。ダイオキシン問題の現状でございますけれども、ダイオキシンの発生原因を見ますと、これは環境庁の資料ということでダイオキシンリスク評価検討会の1996年の資料で、若干古くて、これももうちょっと新しくすべきじゃないかという議論も現在あるようですけれども、これによりまして、ダイオキシン類の年間の発生量は大体5,100から5,300グラムということで、この大半が一般廃棄物焼却なり産業廃棄物焼却から出ると言われております。これが資料25をごらんいただきたいと思います。

昨年、大気汚染防止法施行令等が改正されまして、有害大気汚染物質の指定物質といたしましてダイオキシン類が追加されるとともに、廃棄物処理法施行令等が改正されまして、廃棄物の焼却施設の構造とか維持管理基準の見直し等が行われております。

ともに昨年の12月1日から施行されておりますけれども、廃棄物焼却施設を見ますと、既存施設におきまして、1年間の適用猶予を経まして、実は昨日12月1日から適用になっておりまして、当面、1立方当たり80ナノグラムという規制値が適用になることになってございます。今後5年間で、この80ナノグラムを0.1から5ナノグラムに減少させていくという規制になっております。

食品関係で申しますと、食品容器包装といたしまして、塩素系プラスチックという問題がございます。最終的には家庭から排出される一般廃棄物となりまして、これが廃棄物と焼却される場合にはダイオキシン発生の一因となっていると見られるのではないかと思います。

12ページをお開きいただきたいと思います。今後の課題といたしましては、食品企業、自己処理する場合は比較的少ないかと思っておりますけれども、自己処理する場合には廃棄物処理法等にのっとなって適正にやっていくということでございます。

それから、一般廃棄物として出ていく場合の焼却時の発生抑制対策といたしましては、業界におかれましては既に取り組まれているようでございますけれども、ダイオキシンを発生させるような物質を食品容器包装へできるだけ使用していかないという対策がございますので、こういったことも既に取り組まれていると聞いております。

それから、内分泌かくらん物質問題でございます。内分泌かくらん作用があると疑われる物質につきましては、70程度がリストアップされてございますけれども、大半は農薬関係でございます。そのほかに容器の材質中に含まれる物質やダイオキシン等があるとされておりまして、

資料編の最後のページ、資料26をごらんいただきたいと思っております。これらの物質はダイオキシン等により毒性が明らかであって、法的な対応がされているというものもございまして、大半は人体への影響等も未解明であるということございまして、政府、業界等におきまして解明のための研究が行われている状況にあります。

それから、食品産業におきましては、リストアップされている中で、例えば容器等につきまして、スチレン等の物質を使用しているものがございまして、厚生省の内分泌かくらん物質の健康評価に関する検討会の中間報告におきましては、スチレン、ビスフェ

ノールA等の物質につきましては、食品容器等の溶質レベルでの人の健康に対する重大な悪影響は判明せずということで、現時点における使用禁止等の措置は不要としておるわけでございます。今後とも、実験等の調査研究を行っていくこととしているところでございます。

資料27は、その報告書の中で、食品容器素材に含まれる内分泌かくらんが疑われる物質ということと言及されている物質を抜き出しております。ビスフェノールAとスチレンモノマー等とフタル酸エステル類でございます。

13ページで今後の課題でございます。内分泌かくらん物質で作用が疑われる物質につきましては、現時点では人体への悪影響に係る因果関係は確認されておりませんので、実態解明と情報公開が重要ではないかと見ております。

それから、有害性が確定した物質や蓋然性が高い物質については、自主的な取組を含めまして、使用の中止を速やかに行っていくことが必要ではないかと見ております。

現状と課題につきましては以上でございます。

資料8は、これからの環境対策ビジョンを御検討いただくに当たりまして、御参考といたしまして、こういった検討項目があるのではないかなという、とりあえずの事務局案でございます。基本的に、各論はこれまでかなり御検討いただいておりますので、総論部分が中心となるのかなと考えまして、総論部分の検討項目を厚目に書いてございます。

一つが食品産業環境対策ビジョン策定の背景と意義でございます。なぜそういうものを策定する必要があるのかということでございます。一つといたしまして、食品産業におきます環境問題の動向ということでございます。これは環境問題全体に共通する問題でございますけれども、環境問題が変ってきたという問題意識がございまして、公害問題のように、局地的で、かつ加害者がはっきりしているような問題から、環境問題が時間的、空間的にも広がってきていると、それから、単一の企業が加害者といったような単純な構造ではなくて、みんなが加害者になるような構造的な変化が起こっているということが指摘されております。

二つ目といたしまして、そういった食品産業をめぐる環境問題といたしまして、先ほどから御説明申し上げましたように、廃棄物リサイクル問題とか地球環境問題といった新し

い問題が生じておりますけれども、食品産業だけが規制を守っていれば解決できるという
ような問題ではなくて、関係者皆の取組が必要だという問題が増加していると見ておりま
す。

3番目といたしまして、環境問題に対する産業側なり消費者の意識でございます。書いて
ございませんけれども、食品産業の意識としては、全体としては、まだ環境問題に対し
て意識が進んでないのではないかなと考えております。これに対しまして、消費者につき
ましては、食品というものが毎日摂取する身近で、かつ健康にかかわる問題でございます
ので、食べ物に対しまして安心・安全を求めるという意識が非常に強いのではないかと見て
おります。

こういったことから、当然、食品産業に対する環境問題に対しても、食品問題を中心に
消費者の意識は非常に高いのではないかと考えております。

2点目でございますけれども、食品産業におきます環境問題の特質ということで、そう
いった消費者に身近なということで、食品産業の環境問題が注目されておりますというこ
とが一つあるのではないかと考えてございます。

二つ目といたしまして、環境問題ということで、これから重要になってまいりますのは、
社会全体を循環型に変えていこうというような問題がございます。この場合、原料の供給
元であり、廃棄物を資源化して再利用していただくのは農業でございますので、食品産業
と農業というのは切っても切れない関係にございますので、農業との連携をどう図ってい
くのかというところが、ほかの産業とも若干違う特質ではないかと見ております。

それから、食品産業は中小企業比率が多いということもございまして、各事業分野とか
企業ごとにと取組の進捗がかなり違っているという問題があるかと見ております。

3点目といたしまして、食品産業環境ビジョンの策定の意義、なぜ策定するのかという
ことでございます。二つほどあるかと見ております。

消費者に身近な問題でもありますので、全体像を国民に明らかにすることが必要ではな
いかというのが一つでございます。それから、若干対応が遅れているということと、いろ
いろ取組の進捗の違いもございまして、事業者に対しまして、環境対策に対する取組を
加速化させることが必要ではないか、そのために今後の進むべき方向を示すことが重要で

はないかと見ております。

二つ目が今後の食品産業環境対策の基本的方向でございます。全体としてどういうふうな総論的なものを考えていくのかということでございます。理念といったものが必要なのかなということでございます。

一つが循環型経済社会システムの構築と言うことで、あらゆる分野におきまして、こういったことを言われておりますけれども、食品産業におきます特有の循環型経済社会はどういうものかということを考えていく必要があるのかなということでございます。

二つ目が環境配慮の企業活動の組込ということ、可能な限り環境配慮を組み込むということで、どういう方法があるのかなということでございます。

それから、別の観点で、製品のライフサイクルを踏まえた効果的な各種対策の実施ということで、多方面から見て環境に一番良い対策は何かというのを考える必要があるのではないかと考えております。

4点目が、先ほど申しましたように、食品産業だけでは解決できない問題もございますので、当然、公平な役割分担を行った上で、例えば消費者とか行政とか、そういった主体の参加なり有機的な連携の確保をどう図っていくのかという問題があるかと思えます。

2点目といたしまして、それをかみ砕いていきまして、各主体の問題をどういうふうに明確化していくのかという問題。

3. のところでございますけれども、各手法をどういうふうに評価していくのかという問題でございます。例えば、通知目標など目標の設定をどう考えるのか、あるいは、よく言われております外部経済を内部化するという手法をどう考えるのか。それから、各種の措置がございます。例えば自主的取り組み、経済的支援を行う、あるいは規制的措置を行っていくと、こういった各種の措置をどう評価するのか。それから、当然やったことに対する評価というのが重要でございますので、政策的評価なり、事業者の取り組み状況のチェックシステムをどう行っていくのかというものがあろうかと思えます。

は各論でございまして、今後の食品産業環境対策の展開の方向ということで、食品産業におきます循環型経済社会システムの構築といたしまして、有機性廃棄物の減量化とリサイクル、容器包装廃棄物の減量化とリサイクル、産業廃棄物問題といった三つほどがあ

るかなというふうに見ております。

2の地球環境問題ということで、温暖化とオゾン層破壊。3点目といたしまして、食品産業の公害対策。それから、化学物質等の環境リスク対策といたしまして、ダイオキシン問題と内分泌かくらん物質の実態解明といったような問題があるかと思えます。

3ページに、参考といたしまして、今後の進め方ということで、丁寧にやると、こういうことになるのではないかとということでございます。これで決定ということではございません。きょう、10回ということで、専門委員会におきまして各論部分の現状と検討項目を御議論いただきまして、これに基づきまして委員の方々にフリートキングをいただきたいと考えております。

私どもといたしましては、できるだけ各委員、先生方からの御意見を踏まえましてビジョンをまとめていきたいと考えておりますので、できれば、文書でも総論部分を中心に御意見をいただきまして、これを取りまとめて、2月ごろの専門委員会に総論部分の内容を御議論いただきたいと考えております。2月に総論部分を御議論いただきまして、さらに各論部分につきまして御意見をいただき、これをさらにまとめまして、3月ぐらいに各論部分を御議論いただく。さらに5月、6月あたりで実際に取りまとめていきたいと考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、私からの御説明は以上でございます。

委員長 食品産業環境対策ビジョンという大変重要なビジョンづくりに向けて、ちょうどスタート台に立ったというきょうの第10回の委員会だと思います。この際、これから作成していく上で、こういうポイントを外してほしくないというような忌憚のない御意見をちょうだいしてまいりたいと思っております。

資料7-1は、先ほどお話にありましたように、各論に通じる部分の現状と課題の整理という位置づけだったと思います。資料8の方が総論に当たる部分ということで、これは次回以降、具体的な検討に入ることになっております。きょうは総論部分の検討項目についても御意見がありましたら、抜けている項目がないかどうかとか、そういう意見もいただければありがたいと思います。

現状と課題につきましては、かなりしっかりとしたデータをつけていただきましたので、

データにかかわる質問あるいは現状と課題の触れ方等についての御意見いろいろあると思いますが、自由な意見を聞いていきたいと思ひます。

委員 資料7の5ページです。再商品化手法等というところで、「リサイクルについて、一層の推進を行う必要がある。それ以外のものについては、基本的にはケミカルサイクルやサーマルリサイクルの対象として推進を検討する必要がある」とあります。

基本的には、前のページの4ページにあるように、基本的留意点というところに廃棄物の排出抑制というのが入っていますけれども、基本的には廃棄物の排出抑制というのが第1に来るべきだと思うんですね。

処分場も限りがあることですから、基本的には、こうしたリサイクルを行うことが可能かどうかを検討してみて、リサイクルを行うことが不可能であるとみなされるもの、あるいは困難なものに関しては不使用ということを目指すべきなんではないでしょうか。

それを基本として、それでもリサイクルが難しいものに関してはケミカルリサイクルやサーマルリサイクルということも対象とするというふうにした方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 発生抑制を目的にした場合には、発生させるようなものは不使用という縛りを設けたらどうかという御意見でよろしいのでしょうか。

これは、事務局からどうでしょうか。

事務局 基本的には、委員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、文章編の7-1の4ページで御説明いたしましたとおり、食品容器包装の特性というのございまして、まず腐らないように品質を確保するというのも非常に重要でございます。廃棄物問題から考えますと、そこも重要なんですけれども、ある意味で食品の包装は、グリコ森永事件とか毒物混入事件もございまして、かなり嚴重になったということもあります。

弁解するわけではありませぬけれども、品質問題とか毒物混入問題を踏まえつつ、廃棄物の発生抑制なり簡易包装とか、いわゆる過剰包装と言われるものの撤廃は重要な問題でございますので、文章化するときには、そういったことをもっと織り込みながらやりたいと思ひます。

委員 ぜひ、それをお願いします。そういうことは確かにあると思うんですけども、ものが食品であるだけに、衛生上の問題とか、防御の問題というのを考えると、この材質ではリサイクルができないんですけども、機能性の面からこちらの方がいいというようなものもあるかと思うんです。

それだけに、ここにはっきりと明文化して、基本的にはリサイクルができないものに関しては不使用とするという姿勢を明らかにしておくということが大事なんじゃないかと思うんですね。

ここに書いてあるからって、必ずしもそのようになるとは限りませんし、なかなかそれが守られないのが現状で、だからこそ書いてないと余計にそういうことが進まないのではないかと思うので、ここに「基本的には不使用を目指す」ということを書いてあるかどうかということが重要になるかと思しますので、是非よろしく願いいたします。

委員長 委員から発言がありましたので、きょうは全委員から御意見を伺いたしたいと思います。

委員 企業の方たちは、また農水省が厄介なことを言うのではないかというふうに思わないように……。

規制をされて窮屈と企業がとらえるのではなくて、環境を守るという社会システムに参加していくことが楽しいというか、貢献になるんだということで、このビジョンができていくんだという書き方をしていくと、プラス志向になる。

じゃ、企業はどういうことをすれば得になるのかというところで、情報提供の中で具体例をきちっと書いて、それをやって成功している企業を出していく。日本の中にたくさんありますから、それをオープンにしていく。

私は通訳をつけないと議論できない立場ですが、ヨーロッパの人たちと議論をしていると思うのは、向こうの方たちの企業の環境に対するベクトルと自治体のベクトルと消費者のベクトルと政策レベルのベクトルというのがみんな同じ方向を向いています。だから、スピードが速いんだということを伺いました。

ベクトルは何なのかというと、日本では別の言葉で言われていることだから当たり前のことなんですけど、四つあります。一つは、むだ使いにしないという地下資源の保護。次が、

同じベクトルなんですけど、優先順位は全部同じですけど、化学物質の削除。それから、緑の保全。これ以上、緑を破壊しない、少なくしない。あとは、日本ではまだ議論されてないんですけど、北だとか南だとかいう表現がありますけども、貧富の公平さ。もう一つが能率の公平さ。これは二つ一緒です。

その中で、私たちはどういう立場でいけば社会貢献できるのかというスタンスがすべての分野の人たちにある。そこには利益追求のときにも、このベクトルに従って利益を追求するんだという話がヨーロッパの環境政策を推進するスピードになっているそうです。

日本の場合は、何か嫌だなとか、またうるさいことを言うぞとかいう形で受けとめてしまうので逃げになるから、ここのところをきちんと書き込むといいかな。言葉は言われているんです。循環社会の何とかというのには言われているんですけど、それをもっときめ細かく目標を設定するというのがいいかな。

そして、私も委員さんと同じように、出さないということがまず第1。先ほど事務局がおっしゃったように、エネルギーの使い方と炭酸ガスの使い方という、出方が同じ方向、同じレベルなんだというのであれば、リターナブルというのは8年間使っていく、ところがワンウェイというのは1回ずつにつくり変える、エネルギーはどっちが使うのかなとか、廃棄物のときのこととも考えてトータルで見っていくと、ヨーロッパがリターナブルを8割に戻すという政策を進めていることをもっと分析してみる必要があるだろうと思います。

以上です。

委員長 どうぞ、委員。

委員 話が逆戻りするのかもしれないんですけど、ここで言いますと、食品産業環境対策ビジョンというのが一つあって、環境問題の現状と課題というのがあります。ビジョンをつくるためには現状と課題にこんなものがあるよという、これが中身ですよ。そうですね。

そうしますと、食品産業環境対策というのは、今までずっと自分の頭の中では生産活動における環境問題というふうにとらえていたわけですね。ですから、エネルギーの問題もあるし、出てくるごみの問題もあるし、容器を使うからごみになるという、そういうふうにとらえたんですけど、ここへ来まして、環境ホルモンが出てきて、ダイオキシンが出て

きて、ダイオキシンはもしかしたらごみとくっついてくるのかな。今度は、容器の場合は、これもまた容器素材の安全性の問題ですよ。

そういうふうを考えていくと、食品産業環境対策というのは、もうちょっときちっと整理しないと、例えば品質の安全性まで言うのか。何となく環境ホルモンまで出てくると、そういうことになりますね。ダイオキシンの場合は環境を汚す。そこまでは環境だけれども、そのために身体に影響があるという。身体まできちゃうわけですね。環境ホルモンの場合は材料にそういうものを使う。それによって健康に影響があるまでくるわけですね。

ですから、食品産業環境対策というのをどこまで、どこで区切るかというのをもうちょっとはっきりしないと……。農薬使った材料はどうなるのというふうなところまでね。これは農業でない、生産活動も産業、加工活動に入っているんだと思うんですね、食品産業というのは。そうすると、農作物をつくる場所は別だから、農薬はまくところは関係ないけれども、ついている農薬どうなるのという話まで出てきて、突き詰めれば、もっともつとえば、食品添加物まで出てきて整理がつかないんですよ。

そこはきちっとしておかないといけないなということと、先ほど委員さんたちが言われているリターナブルの位置づけが、はっきりおっしゃっていないかもしれませんが、ここですごく弱い。

それから、例えば容器に塩ビは避けるように自主的にと書いてありますけれども、素材表示をどうするのという素材表示の部分が出てきてないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

委員長 環境問題と安心・安全の問題というのは確かに重なる部分もあるという感じがするんですが、総論の1の(3)のところで、その辺は食の安心・安全を求める動きという項目の中で、どういうふうにかき込まれるかちょっとわかりませんが、その書き込み方が難しくなるとは思いますけど、そういう接点の問題をどう扱ったらいいかですね。

確かに、これは最終的なビジョンの中の位置づけとしてちょっと難しくなるとは思いますね。何か御意見ありましたら……。

事務局 確かに、食品そのものの安全性の問題と、食品産業環境対策ビジョンといった

場合には食品産業の生産活動が中心になってくると思うんですけども、食品そのものの安全性ではないんですけど、安全性という問題がどうしても出てきます。資料の検討項目をみていただくと、大きな柱としては循環型経済社会システムの話と地球環境問題ですね、それから、古い問題としての公害問題ということがありまして、そこに環境リスク問題というのが入ってきているんですけども、最近の環境対策の流れで化学物質の問題ですね、環境リスク対策の問題が非常に大きく出ています。食そのものの安全性の問題との仕分けなどを踏まえ今後整理したいと思います。

委員長 委員、何か御意見ございませんか。

委員 食品産業の範囲についてなんですけれども、制度面だけでなく、外食産業なり、流通、小売も含めて広く考えてよろしいかどうか。

もう一つはビジョン策定の意義ですね。ここで言われていることは、今の時点で何のためにビジョン策定をするかというのは、私はビジョン策定をすることは意味があると思うし賛成なんですけど、なぜこの時点で、どういう目的でやるというのはある程度議論して共通の認識といえますか、そういうのは必要じゃないかという感じがいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

委員 今、委員がおっしゃっていましたが、同じような問題意識なんです。

今日、このビジョンの全体の項目を拝見しまして、そのとおりだと思うんですが、この中で具体的に一体これから何をどういうふうにしていくのかという、その次の具体的なやることのイメージというか、いまひとつピンとこないところがあります。

今、委員が御指摘になったビジョンの目的ということにも関係あるかもしれませんが、恐らくここに書いてあることについて皆さん異論はないんでありまして、確かに議論すればかなり結構なビジョン策定はできると思うんですが、問題はその後にくる、例えば農林水産省の方で具体的に立法措置も考えているのかどうかとか、そういった具体論がほしいような気がいたします。

小山委員長 きょうは御意見を伺っておくということで、一当たり皆さんの意見をちょ

うだいしてまいりたいと思います。

委員、いかがでしょうか。

委員 一つは、検討項目の1の1の(3)消費者等の意識という問題。どちらかと言いますと、産業のサイドから今までいろいろ言ってきて、一つの決定的なことは、消費者ニーズに合わせていろいろやっていくという、その業の問題ございますですね。そういったような形、私、どちらかという、いつもごみ問題やら環境問題やっていると、消費者である市民にも要求いたします、事業所にも要求いたします。二つがきちっと対峙をするということが必要ではなからうか。

そんなような意味合いで、消費者の意識ということと、その上に食品産業単独では解決できない問題が増加と、こういうような問題ございます。

それと、次の2ページの2の各主体の責務と公平な役割分担。このあたりについては、そういった視点できちっと頭出しをしていただくと、より一歩、産業としても消費者に物申す、あるいはこういうようなことをお願いするという、何かそういったことが必要ではなからうかなと。

そんな点をぜひ御配慮いただきたい。

委員長 先ほど委員がおっしゃられたベクトルを合わせるということ、違う言葉でおっしゃっていたように受けとめたんですが。

委員、いかがでしょうか。

委員 意見になるかもしれませんが、二、三。

一つは、今、消費者の意識というお話がありましたけど、この問題とは直接関係ありませんが、遺伝子食品の問題で、表示の問題ですね。これも消費者に対する説明が後手を踏んだということがあるんだと思うんですね。

そんなこともありますから、これから消費者の安心・安全を求める動きがますます強くなってくると思います。例えば将来、容器や何かで、ペットボトルや何かでボトル・トゥ・ボトルなんていうことを考えていくと、当然、安全性とかそういう問題が出てくるわけですね。

ですから、そういう点はよほど安全だということ、国家プロジェクトか何かでちゃんと

やっておかないと、実際には非常に難しい問題が起きますね。そういう問題、環境の問題や何かもいろいろ起きてくると思いますので、重要ではないかなと思います。

それから、食品業界みんなそうだと思うんですが、ここにも書いてありますが、中小企業が非常に多いですね。私の方も業界の中で今、具体的な問題としては、12年から容器の問題、容器の適用が拡大される、企業が中小企業まで、今まで猶予されたところが外れてきますから、完全施行ということになる。どうやってそれを対象企業に徹底するかということが非常に難しい。

もう一つ、12月1日からということで、きのうからですけども、マニフェスト制度が導入されたわけですが、これについても徹底することが非常に難しい。

こちらにも部局の支援ということも書いてありましたけども、その辺、よほどしっかりとくっておかないと、なかなか難しいんじゃないかと、そんな感じがいたします。

委員長 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

委員 非常に整理されて、今後こういうふうになればいいというふうには思うわけですが、実は考え方というだけの問題かもしれない。

私が考えていることを率直に申し上げるといふうにしたいんですが、人間が生まれてきてから何億年か何百万年か知りませんが、最近まで人間が地球を何とかするなんていうことはできなかったと思うわけですね。

それがわずか20年ぐらいの間に、人間の活動によって地球まで変化するという形になっているというのが現状だと私は思っているわけです。どういう形でそうなるかといえば、あくまでもつくり続け、あくまでも利益というよりも繁栄を求め、その繁栄によって人類全体がものすごい繁殖をする。それが地球環境で、もう耐え切れないというのが今の状態と思うんですね。

そうすると、システムがどうかという問題に入ってくる。ということは、今の現状の資本主義ということをしていけばいくほど、どうなるかといえば、減量するとか何とか言いながらも、量は確実に増えていくというのは間違いないんです。ですから、間違いないものを多少ここら辺でいじくって、果たしてなるのかというように思うわけなんです、

その解決方法というのは果たして何だと。

それがすごく難しいものですから、そこで先ほどの話なんですけれども、循環型経済社会構築の解とか何とかっていっぱいやっていますけど、その中であるものを循環させるだけでエネルギーが余計かかるというのがほとんどなんです、今の状態では。

すべてペット・トゥ・ペットというボトル、我々もつくっていますけれども、そういうようなことを考えても、ペットを一番簡単な状態で作ったものでは、中に入っている夾雑物というのは抜けない。そうすると、その中に何が入っているかわからない、毒物性のものから何から入っているか。そういう話に今度はすりかわるか、というようになるわけですね。

今みたいに環境ホルモン、これが環境ホルモンと言っていますけれども、ここには内分泌かくらん物質と言っているんですけれども、この問題で、実際に、本当にそうなのかどうかということはまだ確認されてない状態で、これだけ騒がれるということになりますと、そういうものを再利用とか何とかというものは、どこの部分ならいいのかという、ある程度許容しない限り、循環型なんてできっこないだろうと私なんかは思っているわけです。

そうすると、最終的には人間がいることが悪いんだという結論になるわけなんですけれども、そうはいかない中で、どうやるんだということとすれば、まだこういう話ではだめだと思うし、一つ一つ食品業界だとか何業界とか、こんなことやっていたって、僕は余り意味ないなというふうに思うんですね。

まことに一生懸命おやりになっているところに全然違ったことを言って申しわけないんですけども、率直には、そういうふうに思っています。

委員長 人間と地球との共生というか、そういう大きな目標に向けて産業とか企業とか消費者はどうあるべきかということで、多分同じことを議論しているんじゃないかと思えます。

委員、いかがでしょうか。

委員 二、三申し上げさせていただいて、最後に質問を一つだけさせていただきます。

一つは、現状と課題の資料7 - 1に廃棄物問題の深刻化ということで記述がございますけれども、この背景として、農業・農村・食料問題が議論されている中で自給率向上の話が

出ていますけども、まずは言えば、日本には500万haの農地ですけれども、穀物なんか1,500万ha分の穀物が日本の中に溢れかえっていて、それを500万haの日本の農地の中で循環しろというのは、どだいスタートが無理じゃございませんかという思いがあります。

せっかく国も自給率向上という政策を打ち出しておられますので、その辺を本当に有効に向上させるためには、国内の資源をどう国内で活用するかというのが一つ大きな命題としてあると思うんです。

たまたま昨日、関東農政局で関東の農と食を考えるという会がありました。コンビニ業界の方々に、今流行の中食ということでお話を伺ったんです。そのときに、「包装で日持ちを持たせて売る時代ではない」とコンビニの方はおっしゃるんですね。「取れたてのホヤホヤのものをすぐ消費者に提供して、すぐ食べてもらう。これからはそういう戦略を展開していかないと、この競争に勝てないんだよ。我が業界はいつまでも包装にこだわって考えません」と、建前論もあるんでしょうけれども、大変に頼もしいお話をいただきました。

既にコンビニ業界ではそういう意識がかなり現実にあるということは、包装の資材の問題なんかのことを考えましても、私は頼もしいなと思いながら伺っていたんです。

そういう意味で、国内資源をどう使うかということと、せっかく身近なところにあるものを使うんだから、過剰包装をどう脱却していくか、そのところが廃棄物問題の背景として議論をしてほしいなというのが一つありました。

二つ目は、有機性廃棄物のリサイクルの中には、私の技術分野ですが、堆肥化とか飼料えさという問題がありますけれども、飼料も最後は家畜のおなかを通ればふんになり、いずれ堆肥になっていくわけですけれども、これは単に商品化として考えたんじゃ堆肥化はだめだろうと思うんですね。堆肥は、どうやったってそんなに商品になるわけじゃない。

これはむしろ地球温暖化対策として、土の中にどれだけ炭素を封じ込められるかという議論がヨーロッパでもオーストラリアでもアメリカでも本気になって議論されているわけですね。土地を持っているところは、我が土地にはまだこれだけ炭素をため込めるんだと、それが炭酸ガスの押しつけ合いの非常に大きな武器になって、土が炭素を吸収するという言い方で随分大きな顔をしている国がたくさんあるわけです。

農地の狭い日本は、そこへ行くと俄然小さくなってしまいうんです。それでも先祖伝来の堆肥という宝物の技術があるわけですから、これは食品業界だけの問題ではありませんけども、土の中にどうやって炭素をおとなしく抑え込んでいくか、その中でゆっくりゆっくり循環をさせて少しずつ出させていくか。そういう意味で、堆肥化というか、コンポスト化というものの意義づけを少し幅広く考えていただきたいと思うのがもう一つです。

あと質問なんですけども、これは資料1と5にかかわるんですが、廃棄物の量は増えているといっても、どんどん増えていくわけじゃありませんけども、処理コストはものすごい勢いで増えていますよね。何で量が余り増えないのに、こんなに処理にお金がかかるんでしょうかというところを教えてくださいたいと思います。

事務局 私もよくわからないんですけど、一つは運搬コストがどんどんかかっていると思いますので、運搬の問題というのは大きいのではないかと。それから、中間処理なり最終処分にお金がかかっている。今、焼却施設も非常にお金をかけて高温で燃やさないといけなくなりましたし、最終処分場をつくれませんので、それにもお金がかかっているんじゃないかと思うので、運搬と焼却処理、埋立と、この辺に金がかかっているんじゃないかと思います。

委員 逆に言わせていただくと、金さえかければと思いつぎているんじゃないか。もっとお金をかけない処理法というのを本気で考えたら、例えば燃すかまに金かけるよりは堆肥化装置にお金かけた方がずうっと世のため人のためではなからうかと、端的に言えば、そういう印象があるんですが。

委員長 ありがとうございます。

委員、いかがでしょう。

委員 今のお話から入りますと、私どもはエンジニアリング会社でメーカーでありますからあれなんですけど、運搬費は仕方ないんですけども、今のダイオキシンもそうなんですが、処理にかなりいろいろな規制がきつくなってきています。

そうなりますと、今の技術ですと、お金がかかってくるというところは一つあるんじゃないかな。もちろん、私ども努力はしていますし、ごみを燃やすんじゃなくて、私どもはごみを炭化すると、炭素固定をしている。こういうことはもう始めていますし、堆肥をや

る前にメタン発酵をやるべきだと。メタン発酵をやって、有機物は特にメタンでエネルギーを回収し、その後に残った残さを堆肥化する。その方が二重に有効活用はできるんじゃないか。

そういうようなことからすると、両方のコンポストとメタンということでコストが少し安くなっていく。メタン発酵も湿式法ではなくて、乾式メタン発酵。これを相当日本も入れなければいけない。入れなければいけないけども、かなりスペースが必要になってくる。そこら辺が悩みのたねなんですけど、それをいかに早く乾式でやるかという事柄を私どもは今指向している。そういうことで、少しでも努力はしているということでございます。

それから、私の方は2点ほど。情報インフラは必要じゃないか。食品の産業環境対策ということでは、一つはPOSですね。必要な分だけ必要な量だけつくる。売り切らなきゃいけないし、買った方も、その日のうちというか、二、三日のうちに食べてしまうということをしていかないといけないんじゃないか。あと20年たつと20億は間違いなくふえるわけですので、その辺が一つ。

それから、農業者との連携という言葉がここに出ていますが、この連携というのは、今情報時代でございますので、それを情報でインターネットなり何なりでやらなければいけないんじゃないか。

それから、中小企業の方が食品関係は多いわけですので、教育、啓蒙、普及という事柄は全部情報インフラでやるが必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

もう一つは、P R T Rの問題だとか、環境ホルモンの問題、農薬、そういうものを含めて、物質のデータベースをもっときちんと農林省サイドで整備していただいて、それをそういう関係者に情報インフラの中で流していくというような事柄の記述がここにあった方がいいのかなと、よくわかりませんが、そう思います。

もう一点、2番目は、再生品がきっちり売られていくということは非常に大切なわけです。再生品はつくったけども、売れ残ってしまう、値段が高いということはだめなわけですね。ペットボトルは、私どもも手がけておりまして、かなり大型のプラントをお金も出してやっていますし、これから東京都内で一つ大きなものができるわけです。ペットの値

段が、ペットというか、再生品のペレットがキロ40円であったものが、一挙にある日、20円になってしまう。そうすると、そこで採算性ががらっと変わってしまう。そういうところをどういうふうに国と民間が一緒になって解決していくかと、そういうようなものがないとすぐ変わってしまう。

PFIをやったらいいじゃないかと、すぐいろいろな銀行の方、商社から言われるんですけど、PFIが日本で成立するというふうに私もほとんど思っていないんですよ。PFIの会長会社でもあるんですけども、大変に詰めて、何十通りも計算、FSをやってみるんですけども、大抵の場合は合わない。特に小型のものは合わない。その辺をどうしていくかということが気になっています。

余分なことですけど、再生品の用途、利用の開発というのにもっと力を入れないといけない。そういう意味合いでは、メーカーエンジニアリング会社にも、食品会社もそうですが、グッズ減税とバズ課税といったような事柄も、このビジョンの中のどこかに入れた方がいいんじゃないかなという気がします。

あとは感想ですけど、HACCPとの関係をどうするのか、その記述がこれまでなかったかなという気がしております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

委員 私どもは食品のメーカーでして、しかもお惣菜みたいな細々した仕事にかかわっておりますから、この各論の中でずうっと議論をしてきた一つ一つについて、自己責任と申しますか、自分たちで取り組まなければいけないことが随分ありまして、そこは努力をしなければいけないことだなというふうに自覚はしております。

ただ、それと同時に、先ほどからいろいろ御意見が出ておりますが、このビジョンを策定する目的あるいは背景というところにかかわるのかと思いますけれど、メーカーが努力をして環境を維持あるいはよくしていく場合に、単独あるいは自分でできないこと、あるいはやっていく上での前提を整備して、あるいは整理をしていかなければならないことが随分あるんだなというふうに思います。

例えばビジョンの1、1の(3)に当たるのか、あるいは1の2に当たるのか、そこら辺のことかもしれませんが、消費者と申しますか、世の中と申しますか、食にかかわるニーズがここに安心・安全と、これは基本的なニーズだと思うんですが、もっと具体的には鮮度、新しさとか簡便性というところが商品あるいは仕事を進めていく場合に、もっと直接的な要請になってまいっております。

これはずうっと続いている話なんですけど、時間とともにかなり先鋭化しているということも感じます。包装のことが言及ございましたけれども、包装しないで包装の部分は省資源あるいは環境にプラスに働くのかもしれませんが、それによって今度はロスの部分、消費期限の問題、これは定められているんですが、実際にはそれは前倒しになって、もっときつい、あるいは厳しい動きが実態にもあるように思います。

全体のバランスの中で、ある部分が先鋭化すると、部分最適が全体最適に必ずしもならないんじゃないかなということも感じるんです。そこら辺のことは、背景とか目的というところでもう少し議論をしていただければなというふうに思います。

それから、そこでのスタンスといいますか、何で今ビジョンだということなんですけど、そういう環境をつくるといいますか、環境維持、改善をする、いい環境をつくり出していくというライフスタイルをつくり出していくんだと、それは食品産業でありますけれども、事、食は一人一人の問題でもありますから、一緒に、ともにそれをつくっていくというスタンスで取りまとめていただければなというふうに思います。

委員長 どうもありがとうございます。

委員、いかがでしょう。

委員 今の委員と基本的には似たようなことになるんですが、私の方も、ビジョン策定の意味というか、ここにビジョンをつくるという、何となくわかりますけども、その辺をもうちょっとはっきりさせていただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

仮につくるとなれば、こういうことになるんだろうなということで、事務局の方で整理していただいたことについては大変幅広く、よく整理されているなという感じは受けております。

そういう中で、私どももメーカーというか、菓子メーカーでございますので、今までも

環境ということについて、頭の片隅ということじゃなくて真ん中に据えてやってきているわけなんです。

私の今の仕事は企画本部ということで新しい商品の開発を担当している部署なんです。昨日か一昨日、事務局から資料をいただいて、部下をみんな呼んで、こういうような廃棄物の問題、リサイクルの問題、環境ホルモンの問題とか、公害、温暖化の問題とか、いろいろ配慮しながら我々の仕事はやっていかなければいかんのだなということを一席ぶって、きょう出てきているわけなんです。

それはそれとして、我々の産業は、委員が安心とか安全とか鮮度とか簡便性とかおっしゃっていただいたわけなんです。菓子の場合は、嗜好品ということで、それに楽しさとか夢というようなニーズもあるわけですね。

そうした消費者ニーズというか、お客様のニーズにいかにかたえていくかというのが、一方では、我々企画本部というか、会社として強く求められているわけでありまして。

環境問題、お客様のニーズ、それから、企業としての立場 当然それはコストとか何とかということも含めての立場なんです、もっといろいろあるんでしょうが、この三つの調和を取って、バランスよく、公平性を持たせたものに環境ビジョンがなって、そういうものができれば一番我々としてはありがたいというか、よろしいんじゃないかというふうに思うわけです。

もちろん、先ほど来出ております容器包装の問題等については、我々もごみを出さないとか減らすとかリデュースとかリユースとかリサイクルとかいろいろな言葉を、三つのRですか、四つのRとか、いろいろやっておるわけなんです。

そういうことは十分やってまいりますけれども、今言ったようなことで、バランスを取って公平性が求められるような形でのビジョン策定をお願いしたいということです。

委員長 どうもありがとうございました。

委員、いかがでしょうか。

委員 このビジョンというのは全体的なビジョンでございますので、個々別々な表示も考えながら全体のビジョンを考えるということになると思うんですけど、これはビジョンでございますので、優先順位を考えて、これからやっていくんだというようなことになる

かどうかわかりませんが、そういうような中で全体を申し上げることは難しいので、二、三申し上げます。

先ほど委員が言われたように、最近、農林省さんは、環境問題等を絡めて、表示問題というのを非常な勢いで一生懸命やっておられるんですね。その中に、一つは遺伝子組換えの表示の問題、JASにかかわる品質表示基準の問題、それから、有機加工食品農産物の表示の問題。これは3番の食の安心・安全にかかわるところで大変重要な問題があるわけですね。

その中で、安全性はオーケーなんだと、だけど表示をしてくれという話もございまして、環境ホルモン、内分泌かくらん物質も含めて、こういうものの検証というか、安全性に対する国の実態解明も含めて、農林省は研究所がいっぱいあるんですから、安全であるという研究をしっかりとやっていただいて、国民が安全であるということがわかれば、それでオーケーなわけです。そういうことをひとつお願いしたい。

もう一つは、消費者と生産者側が一体になっているんなものを解決していかないと、なかなか解決できない点があります。いろんなことを解決するためには、非常にお金がかかるということがあるわけですね。ですから、非常に抽象的なんですけれども、そういうことも考えていく必要があるだろう。

例えば、今から何年か前に、私どもの業界の豆腐なんですけど、東京都は地方条例で製造年月日と期限表示を併記することになったんですね。豆腐と生めん、ゆでめん、カット野菜、恐らく3種類か4種類を併記することになったんです。それによって豆腐業界はどうなったかということ、容器を非常に厚くしまして、非常に保存の効くような製品にだんだんなっていっているわけですね。

先ほどちょっと言われたんですが、新鮮さ、おいしさという一面ももちろんあるわけなんですけど、保存性を持たせて賞味期限と、5日以上持たせるといようなことによって解決させたという面がありまして、容器が倍以上の重量を持つようなことになってきているんですね。

そういうようなことも含めて、ある一面では解決できても、他面では犠牲を払うというところも出てくるものですから、こういう環境問題というのは、一つ解決することによっ

て、ほかが出る。

ですから、今から30年前の生活に戻せばいいんですけど、それは恐らくできないわけですから、これはどんどん進んでいくわけです。ある面では、教育も含めた啓蒙活動というんですか、そういうものも含めて、いろんな面でビジョンの中に織り込んでいただきたいということです。

委員長 どうもありがとうございました。

委員、いかがでしょうか。

委員 私もメーカー側ですから、そういう立場でお話しさせていただきたいなと思います。

まず、環境問題については、生産者も、メーカーも、消費者も同じベクトルを向いてきているというふうに私は認識しております。この時期、ビジョンを出すということは、さらにそのベクトルを同じ方向に向けていくという意味では、中身についてはいろいろございますけれども、大事なことじゃないかなというふうに思うので、むしろ内容よりも時間というと拙速と言われるかもしれませんが、私はそんな感じをしております。

一つは、このビジョンの中のどこの部分に入れたらいいのか私もわからないんですが、案の中の今後の基本的方向性の中になんででしょうか、今まで数人の方おっしゃられた中に入っているんですが、メーカーの立場でお話し申し上げますと、これからの生活のパターンというか、様式というのを変えていく必要があるというのをどこか前段に入れていただくことが大事じゃないかなと思います。

私ども、決してメーカーのためで物をつくっているということとはございませんで、先ほども保存料の問題、包材の問題、いろいろ出ていますけれども、これもみんなお互い市場のコンセンサスを得て出しているということです。これだけ環境が汚れてきたということですから、生活の一人一人のパターンもそれに合った形でやるというのをどこかの部分に入れてほしいなというのが1点でございます。ちょっと偏っているかもしれませんが。

2点目は、先ほど業界500、今度は20万というお話が出てました。大きいところは比較的量もまとまっていますから同じ方向でやっていけるんですが、20万になりますと、環境に対する温度差、認識の違いもありますし、経済力というか、やりたくてもできない

という部分もございます。

それと情報量が非常に偏ってきています。20万から500除いた部分が、足並みというか、ベクトルが同じ方向を向いていないと環境問題というのはいまうまくいかないんじゃないかと思しますので、情報とか中小の部分をサポートする部分をどこかに入れていく必要があのではないかなというふうに思います。

三つ目は、グローバルスタンダードというか、日本は世界の中の日本というか、海外からいろんな商品攻勢がかかってきています。これも公平な取扱いで日本の環境を配慮するという意味で、これに対するコメントをどこかに入れていただければなというふうに思います。

それ以外は全体、細かなというか、大きな幅で網羅されている非常にいいビジョンではないかなと思います。

委員長 どうもありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

委員 私もこのビジョンを読みまして、よく問題は整理されているなという気がしているんですけども、先ほど委員さんがおっしゃったように、問題提起して、これからどうするんだろうなと。実際問題、我々事業者としまして、技術的にもクリアできない部分って随分あるんですね。ですから、技術を待って、それにいかに乗っかっていくかという。結局、ここへ問題に出されているやつは、かなり新しい技術開発をしないとできない部分が随分あるんですね。そういうものを、ただ問題提起するだけでいいのか。我々からすると、もっと突っ込んで、例えばこういう技術開発は国でやりましょうとか。もちろん民間も責任逃れするわけじゃないんですけどね。

例えばここにも幾つか書いていますけども、ペットですか、これがうんと集まったならば、用途開発しなさいと書いてありますけども、これはかなり簡単ですよ。どこでどうやってやっていくのかですね。

もう一つ、リサイクルだけで言えば、リユース・リターナブルに新たな環境問題は出さなよということを書いてありますね。これはLCAとの問題でいいんですけども、例えば缶の回収の問題を見ましても、アルミ缶が70何パーセントになっていますよね。これ

が今、全体では限りなく100%に近いものを要求される。恐らく70を超えたら、80まで追求される。80になったら、今度は90。90になったら100だよと。これはかなり問題あるはずなんです。

そういうことを、技術開発の問題じゃないんですけども、もちろんその辺も絡みますけど、理屈としまして、果たしてどこまでいくのが最適リサイクル率なのかと、これは我々事業者がはじいても信用されないんですね。これは国がやるとか、学者がやるとか、そういうことをやってくれないと、客観的な評価をしてくれないと信用されないわけです。そういう矛盾点だとかいろんな問題があるわけです。

話があっちこっちへ行っちゃいますけども、特に、この中に書かれているフロンの問題にしましても、代替フロンができて、これもだめだよになるんですけども、その次にくるやつは、まだ技術開発がされてないわけです。ところが、昔に戻ってアンモニアにするか。アンモニアやるのもいろんな問題点があるわけですね。ですから、その辺になると、いろんな技術開発を待たなければできないという部分が相当あるわけです。

したがいまして、話があっちこっちいっちゃったものですから、あれですけども、この中に、問題点指摘だけじゃなくて、それに対してどうふうに持っていくのか。それと、国の役割だとか、事業者の役割、消費者の役割、その辺をうまくかみ合わせていただくと、より一層いいものができるんじゃないのかという感じがいたしております。

委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。

委員 2回目か3回目なので大変申しわけないんですが、今、いろいろ皆さんの御発言を聞いていて感じたことがあるんです。

先ほど、ライフサイクルの転換という話がございました。これは私たち消費者側も考えないといけないと思うんですね。たくさん輸入してきて、どんどん捨ててしまっているということが起きているわけです。私たちが捨てたいと思って捨てている人ばかりではない、やむを得ずというところもあると思うんですね。

そこには、外食産業と流通の問題というのは、このビジョンの中では大きい項目では立っておりません。私はデータがほしいねといつも言っているんですけども、肝心のデータが出てこないんですね。

私ども消費者団体ですから、調べましたら、いつも外食は量が多すぎる、小さいのがほしい、もう泣きの涙で残すという問題があるんです。例えば小さい問題ですけども、そういうことを一つずつ大切にしていかなきゃならないと思います。

先ほど、お豆腐のことをおっしゃいました。私たちもお豆腐は賞味期限にしてほしいって一言も言ってないんで、製造年月日でよろしいと言っているんですけど、農林水産省が、貿易摩擦だとか何とか言われて賞味期限にされたわけですね。ですから、包装が厚くなってきたわけですね。そこも非常に重要な問題だと思います。

それから、ワインの問題なんです。通産省のデータでも、ここでも出ておりますが、白じゃない、茶色じゃないワインのびんがいっぱい出てきて、その処理に困っている。500円そこらの……、そこらじゃないですね、そんなこと言っただけですけども、ワインをどんどん輸入してきて、ビンを日本でどんどん捨てる。こういうことをやっていたら、ごみはふえるんじゃないかなと思う。

私たちリターナブルをやったらいんじゃないかという、輸入びんを持ってくる場合、ワインはどうするのという話があったんです。これは衛生問題とかいろいろありますけど、そこは除けて考えると、ワインはバルクで輸入してきていますね。ジュースだってそうですね。

そうしますと、びんごと輸入してきたら重いわけだから、バルクで輸入してきて、日本でリターナルびんに入れかえたらどうか。その場合、今の公正取引委員会の規定では国産ワインになっちゃうんですね。そうですね。そこが問題。

そうすると、その次に出てくる日本のいろいろな規制、法律も見直していかなければならないのではないかと、そんなことを感じました。

委員長 どうもありがとうございました。

最後になりましたけど、委員、いかがでしょうか。

委員 かなり網羅的に多岐にわたっておりますので、それぞれについて時間の関係で割愛しようと思いますが、私どもの方は、ビジョンという視点で言うと、循環型社会システムの構築ということへの動きがかなりあるという認識から、今も御指摘が出てました外食の生ごみの再資源化というか、コンポスト化ということについてのビジョン設定の問題点

だけに触れようと思います。

2のボッチの2番目の農業との連携とあるところは、この1行の中でおさめるのであれば、回収あるいは収集との連携ということもあわせて、はっきり明示していただいた方がいいと思います。

それから、この部分で申し上げますと、現在、私どもも5月からテストトライアルで、外食の主だったところの会員企業が参加して、店舗で発生するごみの完全分別という分別回収の新しい仕組みと、そこから発生した生ごみ、食品残さのコンポスト化と、そのコンポストを有機農業をやっている農事組合との連結の中でやっているんです。

この後、それを普遍化させていこうという場合の一番の現在抱えていますハザードといえますか、障害は処理場の立地選定の問題でして、現在、複数のところとコンタクトして、接触している中で言いますと、どうしても自治体のテーマというか、自治体マターになっていて、そこでの調整ということによって、その都度、えらい労力と時間を要することでして、ここで本当に生ごみのリサイクル問題を国の環境対策ビジョンということに据えるのであれば、自治体のテーマから国の社会インフラづくりというようなテーマに置きかえないと本質的な解決と振興はできていかないと思っております。そのことが問題提起の一つです。

もう一つの問題というか課題は、したがって、僕らは生ごみとコンポスト化ということ、有機農業への減量というコンセプトでは概念認識の中で進めていこうということやりますから、許容自治体は勢い農業立県地域ということが私どもの進めていく対象として一番有効な気がして、そういうふうなことをやるんですね。

その場合に、そこで生産されるものを外食で買い受けると、そこから派生するというサイクル性が基本コンセプトですから。ただ今度は我々もそのことがよくわかんない。生産者自体もよくわからないのは、そこで生産されるコンポストの成分と生産品目との適合性についての奨励不足といえますか、まだそこは解明されていない。だから、彼らは、そのことに一番詳しいオーソリティとか専門家の指導を受けながら、それに従属的にやっていくという関係論しかないんですね。

したがって、その効果事例をどう豊富に持つかということについては極めて大きな課題

という中でいうと、今存在しているのは数少ない、僕らがいうプロデューサーですね、有機農法の生産について経営的な視点も持っていて、センスも持っていて、有機の生産と流通についてプロデュースのできる人が、その人のキャラクターと経験能力をもって、それらの全体をプロデュースしていくという分野分野で、ある地域ユニットごとの整理としてはないということ、現実にはそれを普遍化させていくとすると、コンポストの質と生産の部分での効果事例をもっと豊富に持ってもらうための機関なり土壌づくりなり環境づくりということについて精力的に取り組んでいただきたいなということが一つございます。

それから、先ほどから幾つか出ていました1の(3)の環境問題について、私も同感なんです。安心と安全ということがここでは一緒くたにされているんですけども、安心という概念理解と安全という概念理解は、僕らは安全というのを一言で言うと、中毒を起こさないという定義にしていまして、安心というのは健康に基づいたというような概念分類をしております。

これは二律背反性を持っておりまして、中毒を起こさないというための安全追求の技術の形成は、勢い添加物をふやすということになっていくわけですね、つまり保存料も含めて。そのことは、健康問題とか一方で言っている安心ということからは遠ざかるという概念理解です。

したがって、これは明らかに分類して、安全のためにどういうことを指向しなければいけない。ここで言う安心ということの概念はもう少しきちんと定義した方がいいかもしれないんですけど、そのためにはどういうことが必要ということ、きちんと分類して追いかけていかないと、突き詰めていった場合に、二律背反というものを同居しているということの懸念を感じるわけでございます。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。ビジョン作成に向けて大変心強い御意見をちょうだいしたんじゃないかと思えます。

内容よりも一日も早くまとめたらいいのではないかという御意見もありましたが、そういうわけにもいかないので、是非今日の委員の方々の御意見を汲み取っていた

だいて、何とか着目されるようなビジョン作成を、大変だと思いますけれども、事務局にお願いしたいと思います。

予定の時間をちょっとオーバーいたしました。きょうはこの辺で終わりたいと思います。

今後のスケジュールについて

委員長 なお、今後のスケジュールにつきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 長い間、貴重な御意見ありがとうございました。

今の中で一、二補足させていただきます。

全体的にどうするのかという御質問もございました。我々としては、消費者に大変身近な分野、食品産業といった関係の中で、御議論もありましたけれども、ベクトルも大分方向性が一致してきたんじゃないかということも踏まえまして、全体的なバランスの取れた役割分担なり、そういうものをまとめながら、その上でどうするかという議論がさらに深まれば、そういうことを考えていきたいということでございますので、御理解いただければと思います。

もう一点なんですけど、PFIということで御質問がありました。これはプライベート・ファイナンス・イニシアチブというもので、説明しにくい部分がありますが、事例的にはごみ発電とかそんなものができるのではないかというような指摘がある概念でございます。要するに、新型の民活的なものであるとだけいただければと思います。

次回でありますけれども、先ほど今後の進め方のところでも御説明しましたように、引き続き、このビジョンの策定について議論を予定してございます。きょう御議論いただきましたもののうち、いわゆる総論部分に当たる部分、なりでございますけれども、このあたりを議論していただきたいと思います。

きょうの意見、幅広い議論が出ている中で大変かなという気はしておりますが、順次御議論をしていただくようお願いしたいと思っております。

したがいまして、今後の進め方のところにも書いてあったと思いますが、我々としては、きょう御指摘いただいた点を踏まえまして、できる限り整理したいと思っておりますけれども、さらにこういったことを書き込んでいったらいいんじゃないかとか、特に総論的な部分も視点、論点というところでお気づきの点がございましたら、先ほど本年中とあったと思いますが、本年中に事務局にファックスなり何なりで出していただければと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 皆さん、どうもありがとうございました。これで閉会にさせていただきます。

閉 会